

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十九号

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規 則

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成三年広島県規則第六十一
号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第七条関係） 行為の届出を要しない公共的団体		別表第二（第七条関係） 行為の届出を要しない公共的団体	
名称 （略）	（略）	名称 （略）	（略）
広島県公立大学 法人 （略）	（略）	公立大学法人県 立広島大学 （略）	（略）

別記様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「第（ ）
一」を「電話番号（ ）一」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の様
式により作成された用紙でこの規則の施行の際現に県の在庫に係るものは、この規則に
よる改正後のふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例施行規則の様式により作成
された用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。